平成２７年（フ）第１９号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ103番地６
債務者　青山　信江
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
石川県野々市市本町５丁目８番36号　サーパス野々市第２―301号
債務者　松島勇三郎
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
岐阜県大垣市赤坂町2975番地３
債務者　児玉　昇治
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０５号
北海道恵庭市黄金北３丁目２番地16
債務者　前田　一吉
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　茂徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２４２号
札幌市手稲区新発寒６条10丁目７番７号
債務者　本間　千景（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６５号
札幌市西区琴似１条１丁目３番12―201号
債務者　加藤　義博
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６６号
札幌市西区琴似１条１丁目３番12―201号
債務者　加藤香代子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７６号
札幌市北区新川１条４丁目３番20号　コーポ新川１・４―202号
債務者　小森かおり（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９７号
札幌市厚別区上野幌２条１丁目25番30号
債務者　広瀬　秀雄
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番１号　ハウス衆楽２号
債務者　橘　　英子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
札幌市白石区平和通12丁目北４番31号　ラ・メゾン白石301号
債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
北海道石狩郡当別町緑町259番地47　ル・パン106号
債務者　水島　浩司
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３号
札幌市白石区北郷４条６丁目10番12号　グリーンパレス101号
債務者　藤井　和美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２号
北海道江別市錦町46番地の15　ノッポロハイツ101号
債務者　菅原　美加
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３号
札幌市白石区本通11丁目北２番３号
債務者　沼田　京子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
札幌市東区北24条東13丁目２番８号　ノーススターＢ１―102号
債務者　遠藤　英美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目10番11号　クレスト菊水元町103号
債務者　滋野　俊哉
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部